

資源有効利用促進法政省令の改正に伴う 建設工事必携の一部改定について

資源有効利用促進法政省令の改正について、国土交通省より事務連絡がありました。

これに伴い、山梨県県土整備部では建設工事必携を別添のとおり一部改定し、令和5年1月1日以降新たに請負契約を締結する建設工事から適用することとします。

【改定を行う基準類】

- 土木工事共通仕様書
- 建設副産物適正処理推進要綱
- 建設副産物処理基準・再生資材利用基準

改定した建設工事必携は下記アドレスよりダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/koujihikkei09.html>